申請時共通チェックシート(熊谷市)

申請書の内容の事前確認をお願します。【申請者・代理人】の欄にレ点でチェックして、申請書と一緒に提出してください。

※添付図書に不備があった場合は、受理できない場合があります。

建築主名		申請地 地名地番	熊谷市		
代理者名		FAX番号			
物件概要	□確認申請　□計画通知 □計画変更	①用途 （一戸建ての住宅等）		②工事種別 （新築、増築等）	
③申請対象 延床面積（㎡）	㎡	④構造 （木、鉄骨造等）		⑤階数	地上　階 地下　階

○ 代理者名等及び物件概要をご記入ください。FAX番号は確認審査時の質疑事項等の送付先としてください。
工作物等の申請の場合も、該当する部分だけ記入願います。

（１）申請書類の確認

No.	図書等名称	チェック内容　　【　】内は指摘の多い事項です	申請者 ・代理者	備考
1	確認申請書	・第１～６面の添付、記入漏れ ・提出部数、原則２部(消防同意が必要な場合は+１部)	□ □	
2	消防同意 （該当にレ点）	□ 要 □ 不要	□	
3	建築計画概要書	・確認申請書との照合 ・提出部数、原則１部（消防同意が不要な場合は+１部）	□ □	
4	建築工事届	・提出部数、１部　　【工事施工者欄は設計者又は代理者を記載する】	□	
5	構造計算書 （該当にレ点）	□ 要　・構造計算適合性判定 □要 / □不要 □不要	□	
6	建築物省エネ適合性判定 （該当にレ点）	□ 要 → □ 要 / □不要 → □ 仕様基準に適合 / □ 設計住宅性能評価を受けたもの / □ 長期使用構造等の確認を受けたもの □不要	□	
7	許可書等 （添付している図書にレ点）	□ 都市計画法適合証明書　□ 都計法第５３条許可 □ 建築基準法の許可等（　　） □ 盛土規制法適合証明書 → □ 要 / □ 不要（配置図に対象工事無の記載有） / □ 不要（みなし許可）	□	
8	浄化槽調書 （該当にレ点）	□ 要４部(正本：３部・副本：１部）添付 □ 不要　　【調書に占用許可、法定検査手数料支払済証の写しの添付】	□	
9	その他添付図書 （添付している図書にレ点）	□ 不適格建築物調書　□ 工場に関する調書　□ バリアフリーチェックリスト □ 道水路占用許可　□ その他（　　）	□	
10	委任状	・委任事項及び押印について建築主の了解を得ていることの確認	□	
11	建築士免許の写し	・資格範囲の確認、構造・設備の関与の確認	□	
12	公図写し	・申請場所が分かるように朱書きし、設計者の資格の記載、記名の確認	□	
13	設計図書	・正本及び副本の設計図書の整合性、添付漏れ ・全ての設計図書に設計者の資格の記載、記名の確認	□ □	
14	図面等 （添付している図書にレ点）	□ 意匠図　□ 構造図 □ 設備図 ・必要図面の添付　・明示すべき事項の漏れ	□	
15	認定書	・防耐火材料等、防火材料（設備）、指定建築材料、構造規定等、建築物（設備） ・添付ないものはICBAで掲載確認済み	□ □	
16	シックハウス関係 （添付している図書にレ点）	□ 図面　□ カタログ等 □ 計算書 ・必要図面の添付　・明示すべき事項の漏れ 【設計者の資格の記載、記名の確認】	□	

手数料(裏面参照)　　金額確認　（　　円）

※裏面に「（２）添付図書相互間の整合性確認」チェックリストがあります。

（２）添付図書相互間の整合性確認

No.	チェック内容	申請者 ・代理者
1	申請書類と各図面の整合性（地名地番、各面積、高さ等）	□
2	意匠図間内の整合性（平面図と立面図、立面図と断面図等）	□
3	構造図間内の整合性（伏図と軸組図、伏図と断面リスト等）	□
4	設備図間内の整合性（各種設備図面）	□
5	意匠図と構造図	□
6	意匠図と設備図	□
7	構造図と設備図	□
8	構造図と構造計算書	□

熊谷市建築基準法関係手数料抜粋

確認申請手数料（建築物）

面積区分		建築確認申請
30㎡以下		8,000
30㎡超え	100㎡以下	20,000
100㎡超え	200㎡以下	34,000
200㎡超え	300㎡以下	36,000
300㎡超え	500㎡以下	39,000
500㎡超え	1,000㎡以下	58,000
1,000㎡超え	2,000㎡以下	78,000
2,000㎡超え	10,000㎡以下	235,000
10,000㎡超え	50,000㎡以下	420,000
50,000越え		777,000

確認申請加算手数料（建築物）

建築物省エネ法施行規則第2条第1項第一号イ又はロに定める基準（仕様基準）で申請される場合、下記金額に確認申請手数料が加算されます。また、申請建築物が複数棟の場合は棟ごとに加算されます。

区分	面積区分		加算手数料
一戸建ての住宅	200㎡未満		14,000
	200㎡以上		16,000
共同住宅等	300㎡未満		27,000
	300㎡以上	2,000㎡未満	43,000
	2,000㎡以上	5,000㎡未満	68,000
	5,000㎡以上		88,000

中間・完了検査手数料（建築物）

面積区分		中間検査	完了検査		※完了検査加算手数料
			（中間検査対象）	（中間検査対象外）	省エネ基準適合状況を確認する場合
30㎡以下		13,000	12,000	15,000	3,000
30㎡超え	100㎡以下	17,000	15,000	24,000	5,000
100㎡超え	200㎡以下	23,000	23,000	34,000	6,000
200㎡超え	300㎡以下	27,000	28,000	37,000	7,000
300㎡越え	500㎡以下	33,000	36,000	42,000	8,000
500㎡超え	1,000㎡以下	52,000	57,000	59,000	11,000
1,000㎡超え	2,000㎡以下	72,000	77,000	82,000	16,000
2,000㎡超え	10,000㎡以下	165,000	191,000	208,000	41,000
10,000㎡超え	50,000㎡以下	261,000	315,000	331,000	66,000
50,000㎡超え		552,000	650,000	666,000	133,000

※建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づく要確認特定建築行為に該当する場合に、完了検査手数料に加算されます。また、申請建築物が複数棟の場合は棟ごとに加算されます。

確認申請等手数料（建築設備等・工作物）　1件当り

種　　別	建築確認申請	計画変更	完了検査
建築設備	14,000	7,000	17,000
昇降機	14,000	7,000	17,000
小荷物専用昇降機	5,000	4,000	10,000
工作物	12,000	5,000	12,000